

新型コロナウイルスに関連する商工業事業者緊急対策支援事業支援金

目的

全国的に蔓延する新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、中小企業者及び個人事業主の事業の継続を下支えし、今後の事業へ取り組むための支援金を支給。既に実施されている国（持続化給付金）・県（小規模事業者事業継続給付金）の受給対象外の事業者を対象に支援金を支給し、安定的な事業経営の後押しを目的とする。

対象業種

- 商工業
- ※建設業・測量設計業・を除く
(村内に主たる事業所を有していること)

対象期間

令和2年3月～令和2年5月

補助内容

- 補助額
前年総売上（事業収入）－（選択月の売上×12）
- 上限額（対象期間のいずれかの月の減収率）
 - ① 40%～49%の事業者 上限 500,000円
 - ② 30%～39%の事業者 上限 400,000円
 - ③ 20%～29%の事業者 上限 300,000円

対象事業者（次の条件を満たす事業者）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者のうち、国・県の給付金受給対象外の事業者
- 令和2年3月～5月のいずれかの月の売上が前年同月比で20%～50%未満減少している事業者

申請に必要な書類

- 前年の確定申告書または住民税申告書の写し
- 対象期間の売上が確認出来る売上帳等の写し（令和元・2年）
- 通帳の写し